



平成 14 年 6 月 27 日

各 位

ア ル ゼ 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 岡 田 和 生
(登 録 銘 柄 コ ー ド 番 号 6 4 2 5)
問 合 せ 先 管 理 本 部 長 奥 山 正 敏
電 話 番 号 0 3 - 5 5 3 0 - 3 0 5 5

訴訟判決等に関するお知らせ

サミー株式会社を被告とする特許第 1905552 号に基づく損害賠償請求訴訟の東京地方裁判所判決（平成 14 年 6 月 25 日判決）および不正競争行為差止等請求控訴事件の判決等について下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 特許第 1905552 号に基づく損害賠償請求訴訟の判決について

サミー会社に対して、特許第 1905552 号に基づく損害賠償請求訴訟を起こしております。

この特許権の内容は、いわゆる前段判定方式といわれる、パチスロ機の基本となる最も重要な特許権であり、この特許を使用せずにパチスロ機を製造することはできません。

今回の裁判においては、当社特許の使用を認めた中で本件損害賠償請求が棄却されました。

この特許は当社が特許の管理会社である日本電動式遊技機特許株式会社（日電特許）に平成 8 年度まで使用を許諾していたものでありますが、同時期に、同じ業界のパチンコ機の特許の管理会社（日本遊技機特許連盟株式会社）に対して公正取引委員会の調査・勧告が行われました。

この勧告内容は、業界の利益のために新規参入者を阻害することに対するものに対し、パチンコ業界は勧告に従い新規参入者を加入させるためにパチンコ業界は自助努力の中において特許会社を解散させ、新規加入者を加盟させるといった決断を行っております。

当社は、この調査が行われた時点において、日電特許がパチスロ機を中心とする特許の許諾管理会社として同様に新規参入阻止を目的としていることから、同社役員であった当社社長岡田和生は日電特許の役員を退任し、公正取引委員会から勧告を受けないようにするため特許許諾契約の解除を申し入れ、役員会および全体会議での説明を行い、合意の上で日電特許の徳山社長と当社特許担当弁護士松本氏と当時の当社特許担当溝呂木氏との話し合いで特許の許諾業務から特許事務代行業務の移行への話し合いが何回も行われました。

徳山社長との話し合いの中で移行について合意されていたにもかかわらず、その後、1

年半程の時間の経過の中で話し合いが決着せずにしたために当社は解約通知書を送付し、契約を解除いたしました。

平成 10 年 4 月分以降は特許許諾に対する代金の支払いが為されておらず、既に 4 年以上の時間を経過し、日電特許の契約は解除されているものと判断しておりました。東京地方裁判所は代金支払いされないにもかかわらず、今だに現在でも契約が継続しているという判断をし、サミー株式会社が当社特許を使用していることを認めながらも日電特許との特許許諾契約が継続している為、特許侵害にはあたらないという判決を下したものであります。サミー株式会社に対する特許侵害の論議ではなく、日電特許との契約が未だに解除されていないという内容の判決であります。金銭の授受が 4 年以上もないにも拘らず契約が継続しているというのは不可解であり、この判決に対しては今後の対応を検討してまいります。

2．報道されている特許の勝訴および訴訟について

平成 14 年 3 月 19 日に約 74 億円の支払をサミー株式会社に命じた C T 特許権の裁判の勝訴と、今回の判決とは関連がありません。この C T 特許は日電特許に許諾されたものとは別の特許であり、当社が訴訟によって権利を行使してきたものです。さらに、この特許について特許庁から送付された無効理由通知書は特許庁に無効審判を要求された為、特許庁から事務的に当社に発行されたものであり、これに対しては十分に反論を行っており、内容的には C T 特許の有効性は揺るがないという判断をしております。

さらに、当社ではサミー株式会社に対して、別の特許権に基づく訴訟を提起しております。この特許権もパチスロ機の基本特許となる特許権で、すべてのメーカーはこの特許を回避してパチスロ機を製造することができないという重要な特許であります。

特許を尊重しないメーカーに対しては差止および損害賠償を請求し、特許権を尊重するメーカーには特許権を許諾するというメーカーとして当然の正しい姿勢を今後も追求してまいります。

3．日電特許から当社が名誉毀損として受けた訴訟について

平成 11 年 11 月 15 日に行われた記者会見で当社社長岡田和生が、業界誌の記者との会見において、日電特許との契約は既に解除されており、しかも代金の授受もない現状においては当然ながら当社所有特許は既に日電特許との契約から解放されているはずであり、日電特許が加盟会社から特許料をとっていることはおかしい。そのことを「日電特許とはぜんぜん関係がありません。あそこにお金を払っているのは、何の意味か。全然意味がありません。日電特許はもう異常な会社です。みんなからお金を取っていること自体が、特許を持っていない人がお金を取っているんです。払っている人もおかしい。異常なことです。」等と発言したことから名誉毀損で訴えられたものですが、平成 14 年 6 月 26 日の判決で全面勝訴し、日電特許の請求が棄却されました。

4．ヤフーの掲示板と特許問題について

ヤフーの掲示板には、以前から明らかに当社の競争相手と思われるものから、中傷および非難を通り越して虚偽に該当する内容が数多く記載されてきました。

当社がことさら取り合わないことから、競争相手はさらに過激な内容を記載し、ヤフー

の掲示板を見ている人々の中には当社の姿勢につき誤解を抱く方を生じさせていると思っております。

あたかも業界のあるべき姿という主張を借りて、特許が業界の枠内で無償に近い金銭で使える、使わせるべきだとの発言もあります。また、業界では仲間に使わせないのはおかしいといった主張もあります。

一見、これらの主張は正当性があるかのような勘違いをしやすい主張でもあります。

本来メーカーというものは、開発努力を行い、創造性の努力の中から発明特許というものを生み出す努力がなくてはなりません。

また、メーカーは、競争相手が持っている特許権についても調査および熟知する義務があり、メーカーである以上特許を尊重する姿勢を持たなければなりません。特許を無視し、または侵害する姿勢は、メーカーとしてあるまじき行為です。特に一部上場銘柄の企業姿勢においては公開企業としての一流の位置付けであるということに対して疑問すら感じざるをえません。

当社が各メーカーに送付した特許侵害の警告書にも、特許の許諾をも視野に入れた文章を記載し、侵害を無視した企業に対してのみ特許侵害訴訟を起こしているわけであり、あたかも横暴であるがごとき表現でヤフーに記載されている内容は、競争相手の悪質ないやがらせや営業妨害に他ならないことが明らかであります。今後、ヤフーの記載内容については徹底した対応を検討していく所存であります。

以 上